開発事業に関する協定書

　熊本県上益城郡御船町（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙が行う開発事業に関し、御船町開発行為等の適正化に関する指導要綱第27条の規定により、次のとおり協定を締結する。

　（事業）

１　乙は、この協定の定めるところにより次の事業を行うものとする。

　事業地の位置

　事業目的

　事業面積

　事業期間　　　　自　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　至　　　　年　　月　　日

　（開発事業に関する環境の保全）

２　乙は、次の各号に掲げる事項を遵守し前条に掲げる事業を実施するものとする。

　ア　開発事業に当たっては、地形及び植生の改変を最小限にとどめ、自然の風致及び環境の保全を図るものとする。

　イ　開発事業の実施に伴う土砂の流出、地すべり、出水その他の災害の防止について必要な措置を講じ、汚水雨水等による水質の汚濁を防止するものとする。

　ウ　開発事業の実施により、既存の飲料水その他の生活用水、農業用水等の需要に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。

　エ　開発事業の実施により、農地に被害を及ぼすことのないような対策を講じ、被害を与えたときは、損害の補償及び復旧の措置を講ずるものとする。

　オ　開発事業に当たっては、緑化対策を講じ、事業の実施により損なわれた植生の回復と修景に必要な措置を講ずるものとする。

　カ　開発事業の実施段階で、文化財保護法第２条に定める文化財又は埋蔵文化財である可能性が高いものが発見された場合には、速やかに甲に報告し、その取扱いについて協議するものとする。

　（用地の利用）

３　乙は、１に掲げる事業を実施するために取得した土地所有権その他の権利を事業本来の目的以外の用に供してはならない。

　（地位の継承）

４　乙は、１に掲げる開発事業を承継人に継承する場合は、承継人にこの協定に定める事項をすべて、承継せしめるように措置しなければならない。

　（その他）

５　御船町開発行為等の適正化に関する指導要綱及びこの協定に定めのない事項又は、詳細な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

　この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　　　　年　　月　　日

　（甲）　御船町

御船町長　　　　　　　　　　印

　（乙）

印